

海岸保全区域内の行為の許可（海岸法第8条第1項）

審査基準

- 1 他の法律の許可等を受けた行為は、許可等の内容となっている行為のみに限られ、許可等を受けた行為に関連する他の行為または許可等を受けた行為をするための他の行為を含まないものであること。従って、例えば、公有水面埋立の場合、当該埋立という行為そのものはこれに該当するが、埋立をするための土石の掘採は含まないものであること。
- 2 海岸法施行令第3条第9号、第12号、第13号の規定により指定する深さ及び載荷重は、関係行政機関の意見を聞いた上、海岸の保全に支障のないと認められるものを定めるものとし、不当に国民の権利を制限しないよう考慮するものとする。